

秋田市告示第117号

秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和4年4月1日

秋田市長 穂 積 志

1 公の施設の名称

- (1) 秋田市ポートタワーセリオン
- (2) 秋田港振興センター

2 指定管理者

秋田市中通二丁目1番36号

株式会社秋田スパ・アンド・ドライブイン・サービス

3 指定管理者の指定期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

4 変更があった事項およびその内容

(1) 団体の名称

ア 変更前

株式会社秋田スパ・アンド・ドライブイン・サービス

イ 変更後

株式会社秋田東北ダイケン

(2) 団体の住所

ア 変更前

秋田市中通二丁目1番36号

イ 変更後

秋田市中通二丁目2番32号

5 変更年月日

令和4年4月1日

6 変更理由

会社吸収合併による